

「令和5年11月16日受付」の桜川市職員措置請求書に係る追加資料と意見について

令和5年12月13日 川股 隆

1. 追加の事実資料

- (1) 農林課が、令和4年7月1日から令和5年3月9日の間に、(株)クラセル桜川から購入した品物(山桜はちみつ、米袋、段ボール、コシヒカリ)、及び(株)A米穀から購入したとされるPR商品代桜川市産米について、市財務規則267条「物品保管書」を徴しないのは、市財務規則違反である。情報公開請求で上記第267条第3項(市が保管することが不適当なもの)にあたらなからとするが、それでは、たとえば、軽トラ1台分に相当する段ボール500枚は農林課で保管したというのだろうか。加波山市場にあったのではないか。
- (2) 令和4年度の(株)クラセル桜川のふるさと納税返礼品(米)に係る、桜川市の支出命令票の開示を求めているが、開示されていない。不開示である。不都合なのだろうと考えざるを得ない。
- (3) 措置請求書の(資料10)で令和5年度の実積の一部を資料としたが、11月上旬までの実績はある。令和4年度と比較してほしい。業務委託を除き、これならば疑念は出ないだろう。
- (4) 段ボール、米袋のホームセンター店頭価格

| | 段ボール | 米袋 |
|----------|-----------------|---------|
| ・カインズホーム | 178円(10枚で1枚当たり) | 48円~78円 |
| ・しんしん | 類似なし(専用のみ) | 78円、84円 |
| ・コメリ | 168円 | 70円 |

2. 返還金及び損害金の事実の確認

- (1) (株)クラセル桜川の不当利得返還金 3,305千円
- (2) (株)A米穀の不当利得返還金 861千円
- (3) 桜川市長・大塚秀喜及び三名の者の損害金 4,166千円

※ 地方自治法第242条の2「住民訴訟」1項4号(いわゆる4号訴訟)に従い、まずは、(株)クラセル桜川、及び(株)A米穀に不当利得の返還を求め、併せて、桜川市長大塚秀喜等に損害金を求めるものである。

※なお、損害金については、職責上、大塚秀喜に大部分の責任があると考えますが、請求者には職務による責任分担を斟酌できる情報はない。

3. 意見

(1) 法令違反の件

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第2号に違反していること、及び桜川市財務規則158条等に違反している事実は資料において証明している。次の点に留意して審査願いたい。

- ① 桜川市職員が、法令等を十分に知らず、または慣例として粗雑に法令等を取り扱ってきたとしても、これゆえに免責にはならない。
- ② 故意に行った訳ではない、あるいは著しい違反とは言えないというような法令等を軽視するような風潮がはびこり、内部規律のゆるみが蔓延していても許されるべきではない。
- ③ 違反している事実は、日常の実務的な行為であり、総務省、茨城県などの行政実例、あるいは

判例、有識者の見解なども、数多く存在する。これらの事例も踏まえ、説得力があり、今後の桜川市の財務会計事務の健全化に役に立つような内容とすべきこと。

(2) 民法 90 条 (7) 及び 94 条 (8) などに係る事実の調査が必要な件

地方自治法施行令や市財務規則に係る法令等の違反事実は、情報公開資料及び市議会質問などで、解明できる。しかし、上記の件は、監査委員の職権による調査によって事実が解明できるので、必ず、調査を行い、これに基づき審査することをお願いしたい。

① (株) クラセル桜川が農林課に納入した品物の購入先等の書類

・購入先 ・購入代金・単価 ・品物の保管、管理などの実態

※これは、本件が架空請求によるとは断定できないので、架空請求ではないことを裏づける証拠を得るためである。

②業務委託を受けた(株)クラセル桜川が、関東圏の8イベント等で品物をPRとして配布したという事実。出店したのだから、PRで配布した証拠が必ずあるはずである。

・農林課は、請求者との面談で事実を確認できる資料を一切公表していない。存在していないと言っている。

・市議会答弁でも、(株)クラセル桜川に任せているので分からないと答弁している。

・8イベント等は、請求者の関係者訪問、電話調査、市議会答弁で、(株)クラセル桜川、市職員(茨城ふるさとフェアのみに参加)が出店し参加していることは、ほぼ確実である。

③(株)A米穀が納入した品物(PR商品代桜川市産米/桜川市PR商品代)の中身は何かという事実

・桜川市産米ではなく宅配送料(配送伝票)ではないか、という疑念の事実解明(重量不明の米を買うことありえない。)

・(株)A米穀の帳簿を見れば簡単に確認できる。

④(株)クラセル桜川が、農林課購入の品物をふるさと納税の返礼品などに流用したのではないかという、疑念の事実解明

・令和4年度の(株)クラセル桜川の返礼品の実積(件数、金額、返礼品購入先書類、とくに山桜はちみつと米について)

・品物をふるさと納税以外(もしかすると個人的にも)にも流用したのではないかという、疑念の事実解明

・(株)クラセル桜川の帳簿を見れば簡単に確認できる。

(3) 誰が指示し、協力したのかの件

① 本件は、上位の者(大塚市長、クラセル代表取締役)が指示し、総合戦略部、総務部、経済部、会計管理者が協力しないと実行できない。誰が何を指示し、どのように協力したのか、という事実(証言を集める)

「参考」

地方自治法 199 条「職務権限」1 項 8 号 「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」